

坂田公認会計士事務所通信

お客様各位

平成22年6月

皆様いかがお過ごしでしょうか。

6月に入り、気温がぐんぐん上昇し梅雨前の好転が続いており、景気の方も上昇することを願ってやまない今日この頃です。

さて、今月の弊事務所からのご連絡は下記の4点です。

1. 融資情報～「景気対応緊急保証」と金融機関対策について
2. 助成金の拡充～新卒者体験雇用事業の雇用期間の延長
3. 今月の事務
4. 連載・人事労務管理

1. 融資情報～「景気対応緊急保証」と金融機関対策について

昨年末に中小企業金融円滑化法が、そして今年2月には原則全業種を対象とした「景気対応緊急保証」が開始しています。この「景気対応緊急保証」は従来の「緊急保証」が22年3月末で期限を迎えるに当たり、新しい制度として制定されたもので、平成23年3月31日までご利用できます。

対象企業は売上等の減少について市区町村長の認定を受ける必要があります。保証限度額は無担保8,000万円、担保付では2億円とされています。保証割合は保証協会が100%と、金融機関にとって旨みのあるものです。

但し、上記は最大限の枠であって、最近では保証協会が融資先の財務状態が悪い場合は貸倒・保証履行リスクが高いとして保証を承認しないケースがあるそうです。

そうならないためには、財務状態の改善を図るのが大事で、更に、仮に現在の業績が悪くとも今後の改善見込があると判断されるような資料作りが必要になります。

そのヒントが金融検査マニュアルにあります。興味のある方はご連絡下さい。また、今後の事務所通信で金融検査マニュアルを解説していきます。

2. 助成金の拡充～新卒者体験雇用事業の雇用期間の延長

平成22年3月卒業予定者をめぐる就職環境の悪化に対する緊急雇用対策として、就職先が決まらない新規学卒者を、ハローワークを通じて体験雇用（31日間・有期雇用）として受け入れた場合に新卒者体験雇用奨励金として対象者1人につき月額8万円を支給しています。

この助成金が平成22年6月7日より対象期間及び助成金額が拡充され、①体験雇用の期間を現行の1カ月から最長3か月まで実施可能とする。②支給金額は現行8万円ですが、最大16万円支給する（最初の1カ月は8万円、2か月目及び3か月目は1カ月につき4万円を支給）。これにより会社は雇用期間の延長が図れ、採用者の適正把握がし易くなります。

但し、ご注意いただきたいのは①当事業は、平成22年度限り（平成23年3月31日まで）の時限措置であること。②体験雇用終了後の正規雇用への移行は、他の雇入れ助成金の支給対象にはならないことです。そのため、他の助成金と十分に比較検討する必要があります。

坂田公認会計士事務所通信

3. 今月の事務

- ① 労働保険の年度更新手続きが開始され、最終期限は7月12日までです。今年3月までの1年間の給料を集計し、労働保険料の計算をします。中小企業緊急雇用安定助成金など休業関係の助成金を受給する際にはこの労働保険料申告書のコピーが必要となるため、適切な申告・納付をしましょう。
- ② そろそろ夏季賞与の季節ですが、夏季賞与を支給した際には5日以内に「賞与支給届」の提出が必要です。
- ③ 「源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書」を提出していると、今年の1月から6月までに源泉徴収した所得税の納付期限は7月10日です。6月の給料支給が終わると取り急ぎ半年分の給料集計と納付税金の準備が必要です。

4. 連載・人事労務対策

「ダラダラ残業防止には」

景気低迷を背景に仕事量は減っているはずなのに、残業代が減少しないことがあります。もしかすると従業員が残業代欲しさにダラダラと仕事を引き延ばして残業しているのかもしれない。過度の残業の弊害は人件費の増加だけに留まらず、納期遅れや作業効率の低下など会社全体に与える悪影響は計り知れないものです。

このダラダラ残業を防止するための対策は

- ① 残業を事前許可制にすることで、許可のない残業は認めないようにするのです。

終業時間前に従業員より作業の進捗状況を聴取し、残業が必要ならばその理由を聞くなど、時間管理を強化していきましょう。

- ② 残業代と給与・賞与の支給財源をリンクさせる。

これは人件費として支払う財源の総量規制を行うことで、残業の多い従業員がいれば他の従業員への配分が減る仕組みにより、従業員間で残業に対する牽制が期待できます。

- ③ 残業の多寡を給与・賞与の査定項目にする。

会社にとって必要な人材とは、決められた期限内に高品質かつ低コストで働ける者ではないでしょうか。そうでない場合は給与・賞与の査定で悪くなるのは致し方ありません。

お忙しいところ、お時間をいただき、誠に有難うございました。

お困り事等がございましたら、お気軽にご連絡いただければ幸いです。

記帳指導、決算・税金対策から人事労務対策までワンストップで対応します。
私共は最も頼りになるパートナーを目指しております。共に成長しましょう。

坂田公認会計士事務所 株式会社ビジネストラスト

〒669-1544 三田市武庫が丘8-14-1

代表 公認会計士・税理士・社会保険労務士 坂田正一郎

TEL 079-506-0686 FAX 079-563-9128

E-Mail sakatacpa@eto.eonet.ne.jp HP <http://www.taxac.jp/sakata/>